

# 雲仙市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付事業実施要綱

令和6年4月1日  
雲仙市告示第52号

## (趣旨)

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制することにより、猫の殺処分数を減少させるとともに生活環境への被害を防止するため、予算の範囲内において、飼い主のいない猫の不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）に要する費用の一部を補助することについて、雲仙市補助金等交付規則（平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助の対象となる猫)

第2条 補助の対象となる猫は、雲仙市内に生息する飼い主（所有又は占有の意思をもって継続的に給餌等の世話をする者をいう。）のいない猫で、生後約6月以上のもの（以下「猫」という。）とする。

## (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所を有する団体（事務所を持たない団体にあつては、代表者の住所が市内であるもの）とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、手術に要した費用から第7条に規定する自己負担額を控除した額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) オスの手術の場合 1頭につき8,000円
- (2) メスの手術の場合 1頭につき18,000円

## (補助対象事業の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項について市長に申込みをしなければならない。

- (1) 氏名又は代表者名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 猫の生息する場所
- (5) 猫の推定頭数

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、同項第4号に規定する猫の生息する場所における猫の引取り件数及び猫による被害に関する苦情の件数等を考慮し、補助対象事業を選定し、その結果を書面により通知するものとする。

## (補助金の交付の申請)

第6条 前条の規定により補助対象者として適当であると認められた者であつて、補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、雲仙市飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条に規定する市長へ提出する時期は、前条第2項の規定による通知をした日から起算して30日を経過する日とする。

3 規則第3条第1号から第4号までに掲げる添付書類は、同条ただし書の規定により、

省略するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第4条第2項に規定する市長が必要とする条件は、申請者が手術の費用のうち1頭当たり2,000円を負担するものとする。

2 申請者は、獣医師に対し、補助金の請求から受領までの権限を委任するものとする。

(手術の実施等)

第8条 申請者は、手術の実施に際し、自ら猫を捕獲し、当該手術を行う獣医師（公益社団法人長崎県獣医師会島原支部に属する獣医師をいう。以下同じ。）が勤務する飼育動物診療施設その他適切に手術を実施できる施設に搬送するとともに、手術後は、手術前に生息していた場所へ送還するものとする。

2 申請者は、手術の実施に際し、獣医師に規則第5条に規定する補助金等交付決定通知書を提示するとともに、雲仙市飼い主のいない猫不妊・去勢手術依頼書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 申請者は、手術の実施に際し、施術等に関して生じた事故等いかなる問題について、手術を実施した動物病院及び市に対して一切責任を追及しないものとする。

(実績報告の特例)

第9条 規則第9条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、手術後に獣医師が申請者に発行する調査票兼手術済証明書（様式第3号）をもってこれに代えることができる。

2 規則第9条の別に定める期日は、補助事業の完了した日の属する会計年度の3月31日又は手術完了の日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 補助金の実績報告に添付する書類は、規則第9条の規定にかかわらず、獣医師が発行する第7条に規定する自己負担額の領収書の写しとする。

## 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。